二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十四年八月十日
農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（国有林に係るものを除く。）で定めるところによる。
平成十年八月二十五日農林水産省告示第千三百五号
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十四年八月十日
農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
平成十年六月十五日農林水産省告示第九百四十五号、平成十年十一月十日農林水産省告示第千七百十三号
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに関係市役所及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十四年八月十日
農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県木曽郡木曽町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十四年八月十日
農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県木曽郡木祖村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、木祖村・下伊那郡阿南町（以上一町一村について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
阿南町（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十四年八月十日
農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　大分県由布市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
由布市（次の図に示す部分に限る。）
2　次の森林については、主伐は、択伐による。
由布市（次の図に示す部分に限る。）
3　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
4　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
5　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び由布市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第九百一号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の四の規定により、次の機関の行う講習を登録基幹技能者講習として登録したので、同規則第十八条の三の十六第一号の規定により、公示する。
平成二十四年八月十日
国土交通大臣　羽田雄一郎

(一)　登録年月日　平成二十四年七月二十六日
(二)　登録番号　29
(三)　登録基幹技能者講習事務を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
社団法人日本タイル煉瓦工事工業会（代表者会長　中川　徳治）
東京都新宿区市谷田町二丁目二十九番地　こくほ21　5階
(四)　登録基幹技能者講習事務を行う事務所の名称及び所在地
社団法人日本タイル煉瓦工事工業会
東京都新宿区市谷田町二丁目二十九番地　こくほ21　5階
(五)　登録基幹技能者講習事務を開始する年月日
平成二十四年七月二十七日
(六)　登録基幹技能者講習の種目
登録タイル張り基幹技能者

○環境省告示第百二十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の十二の十四、第十二条の十二の十六第一号及び第五号、第十二条の十二の十七第十一号、第十二条の十二の十八第四号並びに第十二条の十二の十九において読み替えて準用する同令第六条の二十四の七第一号及び第二号、第六条の二十四の八第三項第十一号及び第四項第三号、第六条の二十四の十一、第六条の二十四の十二並びに第六条の二十四の十六第一項第四号の規定に基づき、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成十八年七月環境省告示第九十八号）及び微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る無害化処理の内容等の基準等（平成二十一年十一月環境省告示第六十九号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。
平成二十四年八月十日
環境大臣　細野　豪志

（無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物の一部改正）

第一条　無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成十八年七月環境省告示第九十八号）の一部を次のように改正する。
第二項第一号中「をいう。」の下に「以下同じ。」を加え、「（電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったものに限る。）」を「のうち、次に掲げるもの」に改め、同号に次のように加える。